

環境アセスメントに係るお知らせ

平成28年10月14日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき（仮称）戸手四丁目マンション計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都港区南青山一丁目15番5号 新日鉄興和不動産株式会社 常務取締役住宅事業本部長 林 英治郎 東京都中央区京橋三丁目13番1号 大成有楽不動産株式会社 マンション事業本部長 三宅 正弘
	指定開発行為の名称	（仮称）戸手四丁目マンション計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区戸手四丁目53番1ほか
	指定開発行為の目的	集合住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積：約11,022㎡（第一種住居地域） 延べ面積：約22,640㎡ 建物高さ：約20.00m
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成29年1月末日 完了予定：平成31年4月末日
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成28年10月14日（金）から 平成28年11月28日（月）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 時 間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該条例準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦 覧 場 所	幸区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成28年11月28日（月） （郵送の場合は、平成28年11月28日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問 合 せ 先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156